

平成 29 年 7 月 6 日付地方税法施行規則様式改正への対応について
(法人事業税・地方法人特別税・法人住民税)

平成 29 年 7 月 6 日に地方税法施行規則様式が改正されました。改正内容や改正後の様式は、[総務省のホームページ](#)に掲載されています。

東京都では、現在、様式の改訂作業を行っています。

改正後の様式の提供を開始するまでの間は、旧様式により申告いただいて差し支えありません。

平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の法人事業税・地方法人特別税・法人住民税の申告にあたり旧様式を使用される場合には、以下を参照のうえご記載いただきますようお願いいたします。

●第 6 号様式（中間・確定申告書）

㊦「この申告により納付すべき事業税額~~45~~-~~46~~-~~47~~-~~48~~-~~49~~-~~50~~」欄

「合計事業税額」から「平成 28 年改正法附則第 5 条の控除額」、「事業税の特定寄附金税額控除額」、「仮装経理に基づく事業税額の控除額」を控除し、100 円未満を切り捨てた後、「既に納付の確定した当期分の事業税額」を差し引き、「租税条約の実施に係る事業税額の控除額」を控除した後の金額を記載する。

㊧「この申告により納付すべき地方法人特別税額~~60~~-~~61~~-~~62~~-~~63~~」欄

「合計地方法人特別税額」から「仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額」を控除し、100 円未満を切り捨てた後、「既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額」を差し引き、「租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額」を控除した後の金額を記載する。

※上記の記載方法については、事業年度に関係なく適用となります。

●第 6 号様式別表 5（所得金額の計算書）

⑥「小計」欄

「益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額」の金額は備考欄に記載し、当該金額を加算した後の金額を記載する。

●第 6 号様式別表 5 の 2 の 3（資本金等の額に関する計算書）

⑩「平成 28 年改正法附則第 5 条第 14 項に係る額」欄

「平成 28 年改正法附則第 5 条第 11 項に係る額」と読み替えて金額を記載する。

●第6号様式別表5の6（雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書）

旧様式には、「平均給与等支給増加額」、「平均給与等支給増加割合」欄がないため、付加価値割の所得拡大促進税制の要件（「平均給与等支給増加割合」が100分の2以上であること）を、余白部分に記載する。

【改正後の様式（部分抜粋）】

1.雇用者給与等支給増加額等の計算

雇用者給与等支給額	①	A	平均給与等支給額 (㉒のイ)	⑥	D
基準雇用者給与等支給額 ⑬	②	B	比較平均給与等支給額 (㉒のロ)	⑦	E
雇用者給与等支給増加額 ①-②(マイナスの場合は0)	③	A-B	平均給与等支給増加額 ⑥-⑦(マイナスの場合は0)	⑧	D-E
雇用者給与等支給増加割合 ③/②	④	(A-B)/B	平均給与等支給増加割合 ⑧/⑦	⑨	(D-E)/E
比較雇用者給与等支給額 ⑭	⑤	C			

・29税改(*)により、
⑧⑨欄が新たに追加
されました。

※H29.4.1以後開始事業年度から、付加価値割の所得拡大促進税制について次の要件が追加されています。

平均給与等支給額(D欄) - 比較平均給与等支給額(E欄)

$$\frac{\text{平均給与等支給額(D欄) - 比較平均給与等支給額(E欄)}}{\text{比較平均給与等支給額(E欄)}} \geq 2\%$$

➡ すなわち、上記⑨欄が100分の2以上であること

【旧様式（部分抜粋）】

1.雇用者給与等支給増加額等の計算

雇用者給与等支給額	①	A	雇用者給与等支給増加割合 ③/②	④	A-B/B
基準雇用者給与等支給額 ⑪	②	B	比較雇用者給与等支給額 ⑬	⑤	C
雇用者給与等支給増加額 ①-②(マイナスの場合は0)	③	A-B	平均給与等支給額 (㉒のイ)	⑥	D
			比較平均給与等支給額 (㉒のロ)	⑦	E

・旧様式には上記のような
⑧⑨欄がありません。

・旧様式の余白部分を使用して、(D欄-E欄)÷E欄の計算結果を記載し、その数値が100分の2以上であることを確認したうえで、ご申告ください。

●第6号様式別表5の7（平成27年改正法附則第8条又は平成28年改正法附則第5条の控除額に関する計算書）

3. 平成27年改正法附則第8条第2項から第5項までの控除額に関する計算」の欄

平成28年改正法附則第5条第6項及び第7項までの控除額に関する計算」の欄と読み替えて、計算式をそのまま当てはめて算出した金額を記載する。

●第6号様式別表6（収入金額に関する計算書）

「控除される金額」欄

法附則第9条第21項の規定による控除額は、この欄に記載する。